

熊本県警察本部公告第 48 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 12 日

熊本県警察本部長



記

- 1 聴聞の期日 令和 8 年 6 月 30 日 午前 8 時 30 分
- 2 聴聞の場所 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
熊本県運転免許センター聴聞・意見の聴取室(1F・109号室)